

第6章

行動計画



外来種駆除活動 (撮影：瀬戸内町)

本戦略の目標を達成するために実施する各分野の事業を、3つの基本方針に体系化した行動計画として位置づけ、計画的に、かつ着実に取組を進めます。

基本方針1 生物多様性の保全・管理

1	重要な地域の保全・管理	55
2	重要な生態系の保全と再生	56
3	野生生物の適切な保護と管理	57
	(1) 希少種とその生息・生育地の保全	
	(2) 鳥獣の管理	
	(3) 外来種の防除	
4	地球温暖化対策の推進	60
5	生物多様性の保全に配慮した環境整備の推進	61

基本方針2 生物多様性と環境文化の持続可能な利活用

1	生物多様性の保全に配慮した農林水産業の展開	62
	(1) 林業における取組	
	(2) 農業における取組	
	(3) 水産業における取組	
2	生物多様性の保全に配慮した観光業の展開	64
3	生物多様性の保全に配慮した地域振興	65

基本方針3 自然共生社会を構築するための仕組づくりと人材育成

1	多様な主体の参画促進	66
2	人材の育成と活用	67
3	情報の収集・発信	68

基本方針1 生物多様性の保全・管理

奄美大島の自然をよりよい状態で未来に継承していくために、希少種だけでなくその生息・生育環境の保全を含めた、奄美の自然全体を保全するための取組を進めます。

1 重要な地域の保全・管理

多様な生物の生息・生育の場となる重要な地域を既存の保護地域制度や、自然共サイト認定制度等を活用し、順応的なモニタリングに基づいて適切に保全・管理します。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
1	既存の保護地域(世界自然遺産地域、国立公園、天然記念物等)の保護管理の推進 【重点施策3(1)】	国、県と連携し、世界自然遺産地域、国立公園や天然記念物等において、生物多様性保全策を実施し、生物多様性の保全上、重要な既存の保護地域の適切な保護管理を推進する。	★	★						
2	既存の保護地域以外の重要な地域の指定と保護管理の推進	既存の保護地域以外において、様々な調査などを行いながら希少動植物生息・生育地の抽出を進め、必要に応じて当該地域の指定と保全策を行う。	★	★					○	
3	自然共生サイトの認定推進 【重点施策3(2)】 ※新規	自然共生サイトの認定を推進し、奄美大島内での認定件数の拡大を目指す。具体的には、森林、里地・里山、マングローブ、里海といった重要な生態系の保全・再生のための活動を実施または支援することで、民間を含む地域の取組を促進し、活動エリアの自然共生サイトへの認定を推進する。	○	○	★		★		○	○
4	生物多様性モニタリング調査及び情報収集 【重点施策1(4)】	世界自然遺産地域モニタリング計画を踏まえ、国、県、研究者、自然保護推進員、住民が参加する生物多様性モニタリングを推進する。また、調査の継続実施を通じて、世界自然遺産の保護管理の基礎資料とするため希少種等の情報収集に努める。	★	★			○	○	○	○

※「市町村」には市町村単独の場合と奄美大島自然保護協議会として実施する場合の両方が含まれる。

※「国・県等の行政機関」には奄美群島広域事務組合も含まれる。

※「企業・事業者」には漁業組合、林業団体等の産業関連の業界団体を含む。

※「各種活動団体」は、環境NPOなど自然環境の保全や持続可能な利用を目的として活動する団体を指す。

(以下、同じ形式の表については同様)

2 重要な生態系の保全と再生

生物の生息・生育環境として重要な生態系の保全と再生に取り組みます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
5	森林の再生 【重点施策3(3)】	森林整備計画に基づく造林事業等を通じて、自然度の高い森林が分断されている場所や劣化した里山林の再生を図る。また、スギやリュウキュウマツ等の人工林の照葉樹林化等を検討し、森林における生物多様性の向上を目指す。	★	○						
6	里地・里山の保全・再生 【重点施策3(4)】	市民農園の設置拡大など農地の有効活用方法を検討するとともに、農業の担い手の確保を進めることで、耕作放棄地を解消し、里地・里山景観の保全・再生を進める。 特に水田については、各集落でアラセツ行事などに必要な稲作を維持できるように、青壮年団、親子会、学校などが連携して稲作の再生・保全に向けた取組を進める。 また、2025年10月に宇検村で開催された「国際サシバサミット2005 in 宇検村奄美大島」の成果を踏まえ、地域住民や企業、環境NPOなど各種活動団体等と連携し、サシバを指標とした里地・里山の保全・再生に取り組む。	★				○	○		○
7	マングローブ林の再生 【重点施策3(5)】	河川－海域の水域の生態系のつながりを確保するため、民間企業等と連携して移植を行う等、マングローブ林の保全・再生を図る。	★		★		★	○	★	○
8	里海（海岸・藻場・サンゴ礁等）の保全・再生 【重点施策3(6)】	後背地との連続性やエコトーンを生かしつつ、自然海岸の渚や干潟を保全していく。藻場とサンゴについては、モニタリング調査の実施、漁協等と連携した藻場造成ブロックの設置等による藻場の再生活動、オニヒトデなどの食害生物の駆除やサンゴ移植といった保全活動を進める。	★		★		○		○	
9	市街地の緑化推進	名瀬地区、古仁屋地区等の市街地において、公園や残地については植栽や街路樹、河川敷などを活用して、緑の連続性を確保する。また、事業所や宅地の緑化を推進し、市街地の緑被率向上を目指す。緑化にあたっては、島内種の利用を推進するとともに、園芸種などを利用する際は逸出させないように適切な管理に努める。	★		○		○			○

3 野生生物の適切な保護と管理

希少な野生生物から地域で普通にみられる生物まで生息・生育できるような適切な保護と管理を行います。

(1) 希少種とその生息・生育地の保全

生物多様性の保全のために必要な種の多様性を低下させないため、種と生息・生育地の保全を図ります。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
10	希少野生動植物の盗採・盗掘防止のためのパトロール等監視の強化 【重点施策1(1)】	希少種をはじめとした奄美大島の生物多様性と生態系の保全にとってかけがえのない生物の盗採等を防止するため、奄美大島自然保護協議会が主体となり、世界自然遺産推進共同体など民間企業等も含めた関係機関との連携を強化し、全島パトロールやセンサーカメラの設置、空港や港の職員のレベルアップ研修などを含む持ち出し対策など、全島一丸となった監視の強化を行う。 また、2013年度に5市町村が制定施行した「希少野生動植物の保護に関する条例」や、2025年に奄美大島と徳之島の関係機関が公表した「動植物持ち出しに関する共同文書」を含めて、奄美大島の希少種について、島民や来島者に対し全島的な周知を図る。	★	○	○	○	○		○	○
11	集落での生物多様性保全活動の支援	集落の人々を対象とした野生生物保全研修会の実施などを通じ、集落主体の希少野生生物や身近な生物多様性を保全していく活動を支援する。	★				★		○	○
12	希少野生動物の交通事故対策 【重点施策1(2)】	増加傾向にあるアマミノクロウサギやケナガネズミ等の交通事故（ロードキル）を防止するために基本となる交通事故発生状況（対象種、発生地点・時間、道路状況や周辺環境等）を情報収集・共有する仕組づくりを、関係機関と協力して進める。それらに基づいて、標識や看板、チラシを活用した希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、道路進入防護柵や減速帯など事故減少につながる構造物の設置等を、関係機関や民間企業・事業者等と協働して推進する。	★	★	○		○		○	○
13	希少種保全と地域の暮らしとの調和のための取組 【重点施策1(3)】 ※新規	アマミノクロウサギやケナガネズミ等の希少種の増加に伴い発生している農業被害やケナガネズミの市街地への出没等の課題に対応し、地域の暮らしとの調和を図るために必要な基礎情報（対象種、出現地点・時間、被害状況や問題等）を収集・共有する仕組づくりを関係機関と協力して進め、それらに基づいて予防策の周知の実施、農業従事者等への支援、収穫された農産物への付加価値創出（ブランド化）の推進に取り組む。	★	○	○		○		○	○

(2) 鳥獣の管理

生態系に影響を及ぼしている鳥獣について、対策を講じるための体制を構築し、計画的な個体数の管理を図ります。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
14	鳥獣被害対策体制の構築	県と連携して、狩猟免許保持者の拡大と管理技術向上を図るための講習会等の実施を検討する。 ※「行動18 ノヤギ対策の強化」と重複あり	★	★			○		○	○
15	鳥獣被害対策の支援（イノシシ等を対象とした従来からの鳥獣対策）	鳥獣対策のための被害実態調査及び捕獲事業の実施を検討する。 畑地管理方法講習会の実施の検討や電気柵、金網柵、罾等の被害防止設備導入の支援を行う。	★	○			○		○	○

(3) 外来種の防除

生態系へ深刻な影響を及ぼしている外来種等について、予防的かつ計画的な防除等を行います。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
16	外来種の現状把握の推進 【重点施策2(4)】	島内に生息・生育する外来種および今後侵入・定着が懸念される侵略的外来種の見撃情報等について情報収集を行い、生息・生育状況や侵入状況を把握する。また、得られた情報を「世界自然遺産地域モニタリング計画」における取組と共有する。	★	★			○	○	○	○
17	ノネコ対策の強化 【重点施策2(1)】	「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」および、各市町村の「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」に基づき取組を展開していく。ノネコの希少種生息域からの排除については、捕獲から一時収容、新たな飼い主への譲渡などを国等と連携しつつ行う。 ノネコ発生源としての飼い猫やノラネコについては、飼い猫の遺棄の禁止・完全室内飼養・不妊去勢処置・マイクロチップ装着等適正飼養の徹底や、ノラネコへの餌やり禁止の徹底やTNRなど、5市町村において連携して事業を行うとともに、条例に基づく規制の徹底や強化を図る。 また、対策の結果得られるネコの生息状況や飼養状況等の情報を「世界自然遺産地域モニタリング計画」における取組と共有する。	★	★				○	○	○
18	ノヤギ対策の強化 【重点施策2(2)】	各市町村が進めるヤギ駆除対策事業に基づいて、関係機関が連携を図りながら取組を進める。 また、駆除を行う狩猟者の確保のために、狩猟免許取得支援等の対応の検討を進める。 上記と並行して、ノヤギの生息実態調査や専門家による検討・評価に基づき科学的・計画的に進めるために、環境省、鹿児島県と連携して「ノヤギ管理計画(仮称)」の策定と新たな駆除体制の整備に取り組む。	★	★				○	○	○
19	外来種の駆除活動の支援・推進 【重点施策2(3)】	環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」や環境省、鹿児島県、奄美大島5市町村や関係団体で作成した「奄美大島における外来植物対策の優先度リスト」に掲載されているカダヤシ、オオキンケイギクなどの特定外来生物や、ティラピア類、アフリカマイマイ、アメリカハマグリマなど奄美大島に定着している外来種の駆除対策を積極的に進める。特に、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携して、住民主体による駆除活動などの支援・推進を積極的に行う。 加えて、保存樹として指定している外来樹の指定解除や外来樹の選択的伐採を検討する。	★	○	○		○		○	○
20	外来種対策についての普及啓発	外来種の識別方法や駆除方法等を説明したチラシや、ペットを最後まで大切に飼うことやどうしても飼えなくなったときの対処法について記載したチラシを作成する等、普及啓発活動に努める。特に、外来魚については、ダム湖や河川等へのバス類やブルーギル、ソードテール、ティラピア等の外来魚放流防止のための看板の設置等の普及啓発活動に努める。	★	○			○		○	

4 地球温暖化対策の推進

生物多様性に影響を及ぼす地球温暖化防止の取組を推進します。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
21	地球温暖化防止活動計画に基づく取組の推進	各市町村が策定する地球温暖化防止活動計画に基づき、気候変動による生物や生態系への影響に関する情報収集、地域住民や事業者とともに二酸化炭素排出を抑制するライフスタイルへの転換に向けた取組（環境家計簿、環境マネジメントシステムの普及啓発など）を推進する。	★	○					○	○

5 生物多様性の保全に配慮した環境整備の推進

開発については、生物多様性の保全に配慮し、その影響を適切に回避、または低減します。また、既に消失、劣化した生態系については、その再生を積極的に進めます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
22	生物多様性や生態系の連続性に配慮した公共工事等の推進	市町村管理の河川や道路の整備、農地整備、区画整理、災害復旧等の公共事業を行う際には、県が作成した「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を参考に生物多様性に配慮した設計・施工の実施を推進する(例：希少動植物の有無の確認、赤土の流出防止、緑化時の島内種の選定、植物の自然繁殖の活用、生物の移動に配慮した設計)。また、公共事業以外でも、学校等における地域の緑化を行う際に、島内種の利用を推進するとともに、園芸種などを利用する際は逸出させないように適切な管理に努める。	★	○	★		○	○	○	
23	公共事業環境配慮アドバイザーの活用	鹿児島県と連携して「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」に基づく公共事業環境配慮アドバイザーを活用し、市町村が実施する公共事業などの実施方法について必要に応じ助言を求めたり、公共工事の実施の際に発見された希少野生生物について、種名の鑑定を依頼する等、生物多様性に配慮した管理に努める。	★	○	○				○	
24	廃棄物の適正処理と環境美化活動の推進	生息・生育地の保全のため、廃棄物の不法投棄の防止に向けた適正処理の啓発、リサイクルの促進、不法投棄のパトロールを行う。特に、不法投棄の監視・通報については、地域の様々な関係者が連携し取り組む体制の構築を図る。また、山林、海岸などの清掃活動を世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携しつつ推進する。	★	★	○		○			○
25	ビオトープの普及	学校や民間団体と連携し、学校、公園等におけるビオトープの整備を検討する。	○				★	★	○	○
26	河川における自然再生の推進 ※新規	世界遺産登録時に河川再生が勧告されたことを受け、世界遺産管理機関が策定した「河川再生戦略」に基づく、調査や対策において国や県との連携を進める。また、地域のNPO等が進める小規模な再生活動(水辺の小さな自然再生等)への支援を検討する。	○	★			★		○	○
27	河川・地下水・海域の水質保全	合併浄化槽の普及等の集落排水処理事業や公共下水道の拡充と適正な利用と管理に努める。	★	○						○

基本方針2 生物多様性と環境文化の持続可能な利活用

奄美大島の歴史や文化と、新たな技術や発想を活かし、生物多様性がもたらしてくれる恩恵を持続的に享受できる社会を構築します。

1 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の展開

生物多様性の保全に配慮した農林水産業を進めていくための取組を進めていきます。

(1) 林業における取組

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
28	生物多様性に配慮した森林経営の推進 【重点施策3(3)】	鹿児島県大島支庁と林業関連団体が策定した「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に従い、伐採等にあたっては、生物多様性の保全に配慮した伐採手法の選択と適正な緑化を推進する。また、各市町村が策定する森林整備計画においては、生物多様性の保全に配慮した森林の利用区分（ゾーニング）を設定し、区分ごとの管理目標の設定に努める。林道の新規設置については必要性の評価を十分に行うとともに、既存の林道についても、適切な整備方法などを必要に応じて検討する。	★	○	○				○	
29	林業病虫害への対応	マツクイムシについては、県松くい虫被害対策推進計画に基づき、景観など松林が必要な場所については、樹幹注入・伐倒駆除等の実施を検討する。他の地域については自然の遷移を考慮した扱いにより広葉樹林化を進める。 その他奄美に発生しているソテツシロカイガラムシ等の病虫害対策について今後も対策を継続していくとともに、環境や他の動植物へ影響がない方法での防除を推進する。	★	○	○				○	
30	地材地建の推進 【重点施策5(3)】	奄美大島における林業の振興と地元樹種の拡大による生物多様性保全への貢献のために、認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の創設を検討するなど、関係機関と連携して島内産材を利用した建築や木工品利用の普及に努める。	★	○	○					

(2)農業における取組

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
31	農業における環境配慮の実施	県策定の「環境と調和した農業の取組方針」等の既存のマニュアルに基づき、水管理、土壌流出、農薬の適正使用、施肥、草刈りなど、奄美の伝統的な取組やIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術や土壌診断など科学的手法も取り入れた環境配慮型の農業を推進する。	○	○	★		★		○	★
32	地産地消の推進 【重点施策5(2)】	認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の展開を図ることで、伝統的な野菜を含めて島で生産された農林水産物が優先的に利用されるような仕組づくりを進め、第1次産業製品の消費拡大を図る。また、伝統的な調理法の伝承と新たな調理法の開発及び直売所の活性化も推進する。	○	○	★		★	★	○	○
33	学校給食における地産地消の推進 【重点施策5(2)】	学校給食においては、国の食育推進計画に基づき、地産地消の拡大等の食育の推進を行う。具体的には、「地産地消の日」を創設するなどし、食べ物を通して自然とのつながり、奄美大島の生物多様性の重要性について伝える機会の提供に努める。	★				○	★		○

(3)水産業における取組

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
34	漁場の保全	漁業資源の持続可能な利用のために、漁場の適正利用のためのルール作り、魚礁・浮き魚礁の設置、放流事業、サメ類などの駆除などの実施を検討する。	★	○	○		○		○	○

2 生物多様性の保全に配慮した観光業の展開

生物多様性や環境文化を活かしつつ、奄美大島の自然や文化に対する理解や保全意識の醸成と、地域の活性化につながる観光利用の仕組みを整えます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
35	希少種の生息区域の利用ルール策定と運用 【重点施策4(2)】	関係機関と連携し、湯湾岳など自然度の高い地域の利用、アマミノクロウサギ夜間観察、ホエールウォッチングなど、野生生物を対象にした体験活動等について、世界自然遺産地域モニタリング計画を踏まえた利用者数等の把握に努める。 また、外来種の非意図的な持ち込み防止策(例：靴底に付着した植物種子など)や、オーバーツーリズム等による生物や生態系への影響を低減するための利用時間・利用人数の制限などを含む、利用指針の作成と運用を行う。	★	★	○	★	○		○	○
36	奄美群島認定エコツアーガイド制度の運用とガイド利用者の満足度向上 【重点施策4(1)】	関係機関と連携し、生物多様性に配慮したガイドや安全管理等に関する高い知識と技術、モラルを有する奄美群島認定エコツアーガイドを確保し、認定エコツアーガイドの利用促進のための広報に努める。 また、ガイド利用者の満足度を高めるために、ガイドの質の維持・向上に資する研修等の支援を進める。ガイドの知識・技術とモチベーションの向上を図るため、レベルに応じた認定区分等の導入を検討し、奄美大島の自然と環境文化の価値をよく理解し、高度な知的好奇心をもつ国内外の来島者に対し、世界レベルでも満足感を与えられるガイドの育成を目指す。	○	★		○	★		○	
37	体験型観光の推進(エコツーリズム、里のエコツアー等の推進) 【重点施策4(3)および7(1)】	エコツーリズムや環境文化の体験型観光のメニュー開発を関係機関と連携して検討する。また、体験型観光メニュー実施のための人材育成、受け入れ体制整備、情報発信等を推進する。 特に、環境文化については、島内各地に存在する集落に残る環境文化を学び、体験するメニューを「里のエコツアー」と呼び、地域と連携して推進していく。里のエコツアーにおける、集落住民によるガイド、郷土料理の提供、土産物の購入などを通じ、地域の人々と来訪者との交流や地域経済の活性化が進むことを目指す。	○	○	★	★	★	○	○	○
38	自然遊歩道等の利用設備の整備と活用の検討	自然利用の促進、利用時のインパクトの低減、モラルやマナーの向上を図るため、遊歩道や案内看板などの設置と多言語化の整備を行う。 特に遊歩道については、国や県と連携して「世界自然遺産奄美トレイル」の活用方法についての検討を進める。	★	★	○	○	○		○	○

3 生物多様性の保全に配慮した地域振興

「世界自然遺産の島」を付加価値とした特産品等のブランド化を推進し、地域の活性化につながるだけでなく、売り上げの一部が自然環境保全や持続可能な地域づくり等に還元される経済的な仕組みを検討します。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
39	特産品や農産物のブランド化による地域活性化の推進 【重点施策5(1)】	世界遺産の島であることを活かし、奄美大島の自然環境や環境文化との関係のなかで作られた特産品(大島紬、黒糖焼酎など)や生物多様性の保全につながる島内産の野菜・米・肉・魚介類に付加価値を付けて、奄美のブランドとして商品化や島内外での販売促進を進める。また、こういった商品の販売拡大による地域の活性化はもちろん、売り上げの一部を自然環境保全や野生動物による農作物被害への対策に活用していく仕組みづくりも検討する。	○	○	★		★		○	○
40	経済的保全システムの導入の検討	奄美の特産品等の販売利益の一部を生物多様性保全の活動費とする仕組み、入域料金を徴収し、その費用でガイドの育成などを行う仕組み等、生物多様性保全を経済に統合し、地域振興につなげるための取組を検討する。	★	★	○	○	○			

基本方針3 自然共生社会を構築するための仕組づくりと人材育成

人と自然が共生する社会の仕組づくりと、それを主体的に進めていく人材の育成などに取り組んでいくことで、奄美大島の生物多様性をよりよい状態で未来に継承していきます。

1 多様な主体の参画促進

生物多様性の保全活動を活性化させるために、地域住民や事業者、NPO等の参画と主体的な活動の促進、各主体の交流を促進します。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
41	住民参加による生物多様性保全関連活動の推進 【重点施策6(2)および7(3)】	様々な活動団体と連携し、島民参加型の自然環境調査、環境文化調査、外来種の駆除活動等の活動を推進することで、地域住民による自然環境や環境文化への認識の向上を進める。 特に環境文化については、奄美群島国立公園の特徴が環境文化型の国立公園であることを活かして、国等の関係機関と連携した環境文化に関する情報収集及び発信に努める。その他にも、地域の学校等が実施している、人と自然との関わりについての聞き書き活動への支援も検討する。	★	○		○	★	○	★	○
42	資材や情報提供による地域住民活動の支援検討	地域住民が自然観察・環境学習などを行う際に利用できる教材や資料、観察用品、情報や技術者など人的支援の整備を検討する。	★	○		★	★	○	★	○
43	多様な主体による森林作りへの支援	地域住民団体やボランティアによる植林や間伐、竹林の伐採などの森林整備、里山保全活動を支援する。県が実施している森林環境税補助金制度の普及を図る。	★	○			★			○

2 人材の育成と活用

生物多様性や環境文化の保全と持続可能な利用のための活動を担う各主体の人材を育成していきます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
44	奄美の自然・歴史・文化などの学習機会の拡大 【重点施策6(1)および7(2)】	地域の子どもや住民が自然環境や環境文化の保全・利用の主体として必要な知識・関心を身につけられるよう、地域住民の協力を得るなどして奄美大島の生物多様性や環境文化についての学習機会の提供に努める。	★			○	★	○	○	○
45	学校教育における自然・歴史・文化などの学習機会の拡大 【重点施策6(1)および7(2)】	教育現場において、既存の教材を活用するなどし、生物多様性や環境文化の視点を盛り込んだ学習教材の整備を推進するとともに、教員研修などを活用して、教師への奄美大島の生物多様性や環境文化の保全についての情報提供や、事例の紹介などを推進する。	★				○	★	○	○
46	地域住民向けの研修等の人材育成の推進	地域住民に向けた生物多様性の保全と利用に関する研修等の実施に努める。とくにエコツーリズム事業者や地域のリーダーとなる方々への生物多様性の保全に貢献できる知識と技術を持った人材を育成する機会の提供を図る。	★	○		○	○	○	○	○
47	環境文化に関する人材育成の推進 【重点施策7(4)】 ※新規	鹿児島大学が実施している「奄美〈環境文化〉教育プログラム」との連携等を通じ、奄美の環境文化についての知見を有する人材を育成し、政策や産業といった様々な分野において、環境文化を反映した取組を進める。	★	○		○	○	○	★	○
48	生物多様性保全に関わる各種人材の把握と活用	公共事業環境配慮アドバイザー、鹿児島県環境学習指導者人材バンク登録者、鹿児島県鳥獣被害対策アドバイザー、鹿児島県文化財保護指導委員、奄美群島認定エコツアーガイド等の周知等により人材の活用を図る。また、各地域在住で、環境学習の指導者や環境文化に造詣の深い方等について、県の人材バンクへの登録を推進し、市町村広報誌等での周知等により人材の活用を図る。	★	★		○	○	○	○	○

3 情報の収集・発信

生物多様性の保全活動を推進するために必要な情報について、各主体が連携して収集を図るとともに、集まった情報について発信していきます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名称	概要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
49	生物多様性や環境文化に関する情報の収集・発信	世界遺産センター、野生生物保護センターや奄美博物館といった施設における情報コーナーの設置等を通じた、奄美の生物多様性及び環境文化等の情報収集・発信と多言語化を推進する。 また、ホームページ、SNS、市町村広報、世界自然遺産推進共同体など民間企業等との連携等により、奄美大島の生物多様性や環境文化等についての情報の発信と多言語化に努める。特に、自然体験、各種活動団体等が実施している生物多様性について学べる機会に関する情報を収集し、SNSや市町村広報等で周知することで、多くの方々が参加できるような仕組づくりを検討する。	★	★	○		○		○	
50	生物多様性保全に係る広報印刷物の作成と配布	希少動植物・自然・環境・文化などについて紹介するとともに、適正な利用を呼びかけるパンフレットなどの作成と多言語化を推進する。 県が作成する自然への配慮に関するハンドブックなどについて、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携し、配布に努める。	★	★	○		○	○	○	
51	世界自然遺産地域等との交流 ※新規	他の世界自然遺産地域や保護上重要な野生生物が生息する国や地域との交流を積極的に進め、奄美大島における優良事例を発信するとともに、他地域の優良事例についての情報を収集し、奄美大島の保全活動への活用を検討する。	★	★	○		○		○	